

「都内観光促進事業」（もっと Tokyo） の利用条件等の変更のご案内

令和5年5月8日（月）に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行することに伴い、「もっと Tokyo」の利用条件等が変更となりますので、以下のとおりお知らせいたします。

概要

「もっと Tokyo」の利用条件等における変更点は、以下のとおりです。
令和5年5月8日（月）以降の対象旅行商品等について、

- ① 利用者のワクチン3回以上の接種歴・検査結果の陰性の確認が不要となります。
- ② 登録旅行者等における感染拡大防止の取組の要件がなくなります。

旅行者のみなさまへ

・令和5年5月8日（月）以降の対象旅行商品等について、**宿泊当日のチェックイン時等の「ワクチン3回以上接種歴」又は「検査結果の陰性」を確認できる書類の提示が不要となります。**
※チェックイン時等の身分証明書の提示は、引き続き必要です。（利用者全員分）

宿泊事業者、旅行事業者のみなさまへ

令和5年5月8日（月）以降の対象旅行商品等について、

- ① 利用者の「**ワクチン3回以上接種歴**」又は「**検査結果の陰性**」の確認が不要となります。
※ 既に販売済みの「もっと Tokyo」対象の予約でも、令和5年5月8日（月）以降の旅行では、ワクチン・検査結果の確認は不要となります。
※ チェックイン時等の身分証明書による本人確認・居住地確認は、引き続き必要です。
- ② **以下の参加要件等がなくなります。**
 - ・登録旅行事業者等における「感染防止徹底宣言ステッカー」の取得及び掲示
 - ・周遊先となる施設における「感染防止徹底宣言ステッカー」（飲食店の場合は、「感染防止徹底点検済証」）の取得及び掲示
 - ・その他、国、東京都及び各種業界が定める新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン等に則した対応

その他助成額等の制度内容に変更はありません。